

昭和三十一年五月二十七日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 丹羽喬四郎君
理事加藤 高藏君 理事瀬戸山三男君
理事廣瀬 正雄君 理事福永 一臣君
理事岡本 隆一君 理事兒玉 末男君
理事山中 露史君

出席委員

逢澤 寛君 稲村左近四郎君
大倉 三郎君 木部 佳昭君
木村 武雄君 正示啓次郎君
田中 六助君 中村 梅吉君
堀内 一雄君 松澤 雄藏君
山本 幸雄君 渡辺 栄一君
井谷 正吉君 金丸 徳重君
久保田鶴松君 阪上安太郎君
西宮 弘君 原 茂君
八木 一男君 吉田 賢一君

出席國務大臣

國務大臣 河野 一郎君

出席政府委員

総理府事務官 八卷淳之輔君
(近畿圏整備本部次長)
総理府技官 谷藤 正三君
(首都圏整備委員会事務局次長)
総理府事務官 山口 一夫君
(行政管理局) 建設事務局 町田 充君
(計画局長) 委員外の出席者 熊本 政晴君
専門員

五月二十六日

委員田村元君辞任につき、その補欠

として木部佳昭君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中六助君、阪上安太郎君及び八木一男君辞任につき、その補欠として天野光晴君、山崎始男君及び井谷正吉君が議長の指名で委員に選任された。

委員田中六助君、阪上安太郎君及び八木一男君辞任につき、その補欠として天野光晴君、山崎始男君及び井谷正吉君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十五日

住宅地造成事業に関する法律案(内閣提出第一五八号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)
首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)
近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣提出第一六八号)
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣提出第一六九号)

○丹羽委員長 これより會議を開きます。

土地収用法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を続行いたします。西宮弘君。

○西宮委員 それでは、土地収用法に關連いたしまして、若干お尋ねをいたしたいのでありますが、時間もありませんから、ごく要点だけお尋ねをいたします。

私は、北上川の支流にあたります石淵川に設けられた石淵ダム建設の際に行なわれた土地補償を具体的な一例として、それに関連して、そこからいろいろの問題が考えられるので、そういう点について二、三お尋ねをしたいと思うのです。

石淵ダム建設に伴っての補償の実態については、これは政府筋からも報告がなされておりますので、十分御承知だと思っております。それによりまして、この石淵ダムは、昭和二十一年に着工して、二十八年に完成しております。

十三億三千六百万という工費で仕上げたダムであります。その際に、石淵部落というところに十三戸の農家があったと、水没前には相当の生活をしておられた部族であります。たとえ耕地面積は一戸平均で一町三反五畝持つておる。米や雑穀をつくって、食糧は自給をしておる。さらに山菜とかキノコなどをとったり、あるいはまた

一戸平均二頭の短角牛を養つておる。肉牛を飼養しておる。さらに木炭を生産して、ちょうど木炭の統制時代でありましたから、非常に木炭収入がよかったです。こういう農家でありまして、それが水没というので、大規模な移転をする事になった。非常に非難にみじめな状態にあるという事で、問題になっておるわけでありまして、ちょっと一言だけお尋ねしますが、それじゃ、そういう石淵ダムのその後の悲惨な状態というふうな事について御承知でしょうか。

まずそのことだけ一言伺っておきたい。○町田政府委員 当然ダム建設に伴いますので補償問題になりますから、事情を承知いたしております。

○西宮委員 そこで問題にしたいのは、その当時、たとえば水没前、ダム建設前の農家は、申し上げたような程度で、相当裕福な生活をしておられた。裕福とまでいかないかも知らないが、平均的な農家の生活状態だった。たとえば新円切りかえ当時、いまの金に換算いたしますと、一戸平均百五十万の貯金を持っておった。それがいままでは貯金どころの騒ぎではない。耕地はいずれも以前よりは縮小いたしました。非常に少なくなくなつておる。しかもその農家は各地に四散をして、ほんとうにばらばらになつてしまつた。あるいはその中で生活扶助を受けているものが五戸、医療扶助を受けているものが二戸、しかもその生活扶助ないしは医療扶助というの、再補償運動というのを起こして、あの補償ではと

うていわれれば立つていけないというので、再補償を要求する運動を起したわけですが、その運動を起してから初めて、生活扶助なり医療扶助をもらうようになった。そういう状態で、それ以前の状態はなおさら悲惨な状況で、いずれも栄養失調におちいつて、非常な底にありおつたという状態でありまして、そういう点については報告書が詳細に述べておるので、私はあえて繰り返すつもりはないのでありますが、あるいはその悲惨なできごとの一例として、その十三の農家の中で二戸の経営者、世帯主は自殺をしております。一人は、もう生活できなかつたということで、自殺をしております。もう一人は、木炭でかきで、そのかきで金で酒を買つてきて、その酒を世話になつた人たちにふるまつて、酒をくみかわして、その上で自殺をしております。まことに読むにたえないほど悲惨な状態に今日あるわけです。しかしその関係者は再補償を要求するという運動を起さしたのが、だいたい日数もたつておるので、運動としても十分に結果されないとはいふような点もありまして、その後いろいろその生活状況が變つておるので、さっき言つたように、いずれもちりぢりばらばらになつてしまつておる。そういう状態もあつて、運動としては結果されておらないが、しかし私はこういう実態を見るにつけても、こういう際における補償の問題というのがまことに重大な問

題だということを感じするわけです。私はいまそれらの具体的な問題について一々ここで取り上げて議論をしようというふうな考え方は毛頭ないので、そういうつもりではないが、ただその中から、いろいろ感じさせられる問題を二、三お尋ねをしたいということなんでしょう。しかし、いま申し上げたあの石淵ダム建設に伴っての水没者に対する対策ないしはその後の生活の実態、そういう問題等について、もし当局のほうからそれは事実と違うとか何か、そういう点でお話があるなら、まず承ります。

○丹羽委員長 予定時間がありますから、簡単に御答弁願います。

○町田政府委員 石淵ダムのこまかい資料はただいま持ち合せておりませんので、御指摘のような事実がはたしてあったかどうか、ちょっとここではお答えができませんが、その後最近の实情を申し上げますと、御承知のとおり、損失補償基盤要綱もできまして、これに基づきまして各起業者で適切な補償をやっております。それ以上に現在私どもが困っておりますのは、その補償金目当てに、従来家もなかったところへ、ダム周辺にわざわざ家を建てるとかいうふうなケースがあり、むしろそういうダム建設に伴う不当な補償、そういうものをどういうふうにして防止をするかということに頭を痛めておられるような実情でございます。

○西宮委員 私は、この問題を通して考えさせられる問題の一つは、この土地収用法がどういうふうにご利用されているかという点であります。少なくともいままでは、土地収用法にかけるぞということが、一種の威嚇的に使わ

れておるといふことは否定できない事実だ。それはあえて石淵の問題だけでは決してなしに、むしろ土地収用法というものがいわゆる伝家の宝刀として、伝家の宝刀を抜くぞということでおどかしをかけて、それで問題を簡単にきめてしまおう、こういうふうな扱われておったのが、少なくとも従来やり方であったと思うのであります。今日そういう考えはないかといってお尋ねをしたら、ないとお答えになるに相違ないと思うのですが、ただ私は、これから先も、この法律をどういうふうに、やはりできるだけは合意の上で話をきめるといふことを中心にしていくのか、あるいはむしろそうではないに、初めからこの法律を適用させる、こういう態度でいくのか、ということをお尋ねしたいと思うのです。

○河野国務大臣 だいたい実際仕事をしております者の苦勞しておりますこととはかけ離れがございませぬ。御承知のように、今日全体の工事を通じて、土地の問題、要するに取得が終わるまでが八割の仕事といわれるくらいに、この問題を解決することが、工事をやるよりもむしろ非常に大きな仕事に考えて行政をやっております。遅延は遅延しております。なおかつ非常に工事が遅延しております。遅延は工事に比べて遅延するのじゃない、用地の取得にかかっておる。その遅延するのはなぜかとい

ますと、収用法そのものの運用が非常にスローで、収用法にかけても半年、一年はかかるのだ、だから収用法にかけるよりは話し合いでやったほうが早いんじゃないかといふので、話し合います。それが非常に延びておるといふことが現実でございます。したがって、こ

れをおどしし種に使ってどんどん片づく、そういうふうな片づくておれば、この特例法をさらに改めるといふような考えは毛頭ないのでございまして、現実には、私かねて申しましたとおり、いまやっておりますものでは非常に長かかるとは思いますが、一般執務しております者は、長くかかるなら話し合いでやったほうがかえって早いんじゃないかといふので、半年、一年あえて辞せずに話し合いをぶらぶら、ぶらぶらやっております。公共事業のおくれている原因であるという意味から、やむを得ず、実は期限を切つてやらなければいけなかったら、ぶらぶらぶらぶら切つておるといふので、期限を切つておるわけでございまして、決して無理してこれで圧迫しておるといふことではございませぬ。あえて申し上げますれば、御承知のように、安く買おうという量見は毛頭ございませぬ。これは住宅公団が家を建てる単価が低いじゃないかといふが、いま用地を取得する場合には、どなたからも、土地代が高いじゃないか、高く買い過ぎるじゃないかといふお話はありまして、安くたいたいで買ったじゃないかといふことは、私は全然ないとは申しませぬけれども、ほとんど全国にその例を見ないのではないかと思っております。

○西宮委員 石淵の例をとりますと、当時と値段が違いますから、今日と比較して米でいうと、一斗五升程度の値段で水田を買取しているわけですね。あの当時少くとも最低二俵、八斗はとれておった田なのであります。一斗五升に相当する金額で買取をしているのです。しかもその十三の農家の中には、全く文字を解しない無学の者もおったわけですね。それを、即日調印をしろということ、即日その場で調印をさしておるわけですね。そういうこと

で、まことに今日想像できないような値段で買上げておる。さらにいま大臣が、いわゆるおどかしをかけるというふうなことは一切しないと言われたが、おそらく今日、大臣などのお考えはまさにそのとおりだと思っております。必しも末端がそのとおりに思っているわけですが、この石淵の場合のごときは、その交渉をする前に既成

事実が相当に進行しておったのであります。たとえ仮排水路であるとか、石灰の運搬道路であるとか、管林軌道とより、労働者の宿舍の建築であるとか、そういう作業が二十一年、二十二年と続いてまいりまして、そういう作業は国有地その他でやっておったのでありませうから、別に地元と相談しなければならぬ問題ではないのかもしれないが、そういう事実を積み上げて、どうしてもどうにもならぬのだ、立ちのく以外に手がないのだという状態に、いわば追い込んでおいて、そして安い値段できめてしまつておる、こういうのが実態であつた。私は、大臣のお考えはまさにそのとおりだと思ふだけども、ややもすると、そういう点が末端に徹底してないということを強く指摘しておきたいと思ひます。

○丹羽委員長 西宮君に申し上げますが、もう予定の時間がだいぶ過ぎましたから、その辺で結論をひとつ……。○西宮委員 たとえば、安く買ったという場合には、本省のほうからそれをチェックするということがあるかあります。あるいはまた特に民間業者がこの法律を適用するということの場合、法外に安かった、これはけしからぬ、といってチェックするということをなことをされませうか。

○河野国務大臣 いまのお話は、だいぶ古い話じゃないかと思ひます。今日の実例を申し上げますと、実際は、大体団体交渉をやつておるようでありませう。そ

うして役所のほうとの間に交渉してお
るといふ例が多い。その中でおれは仲
間に入らぬといふのは、もっとこわ
ばった人が仲間に入らぬといふので
あって、特に安く買う、予定価格を下
回って買うという例は全然ござい
ません。しかも予定価格は、かねて
申しておりますとおりに、地方の実際
を十分調査した上でやっておりますか
ら——あとから考えてみると、安かっ
たじやないかといふことにはなると思
います。道路をつけることによつて、
もしくは公共投資をすることによつ
て、地価が上がりますから、三年、五
年たつて、あの地所は安かつたじや
ないか、これはあると思ひます。しか
しそのときは時価でやっておりますの
ですから、そういうことにはないと思
ひます。

それから、民間鉄道が軌道の用地を
買うという場合には、こういう
法律は適用さすべじやないと思ひま
す。例外中の例外で、必ずしも絶無と
は申しませんが、おそろし他の
法律でいいのであって、いま改正をお
願ひしておるような法律は、民間には
これをみだりに適用さすべきではない
と考えております。

○丹羽委員長 西宮君、よろしくご
ざいますか、もう時間もはるか超過し
たしております。紳士協約は守つてく
ださい。

○西宮委員 あと二点だけ簡単に
お尋ねいたしますが、例の再建計画あり
まはるは現物補償なり、こういう点を
もつと徹底させるべきだ。たとえば、い
まの石淵のごときは、そういう点が行
なわれなかつたところに問題があると思
うのですが、これを今後どういふ

うに徹底さしていくか。大臣の方針を
お尋ねしたい。

○河野国務大臣 その点も、私は先ほ
どちょっと述べましたが、今日ダムの
補償のごときは、逆な場合が多ござい
まして、代替地を提供せいかい何を
どういふふうにいせいかいどういふ
とは、およそわれわれの想像できるも
のとは、そして可能なことは全部考へて
やっておりますので、そうして話し
合ひをしておることは事実でございま
す。いまお話しのような、いまから十
年、十五年前のようなことは全然ござ
いしませんで、逆に困つておりますの
は、ダムの予定地に新しく家を建て
て、待ちかまえておつて、きたらば
取つてやるうといふのが、先ほど申し
ましたように現にあるのでございま
す。実はもう二十何軒建てました、
どうしようかといふようなことでござ
いまして、およそいま御心配いただ
いておるようなことは逆の方向に行
つておる。それをどうしようかといふ
ことを心配しておるといふのが現実だ
と私は思つております。十二分に相談
に乗つて、いやしくもあとでお困りにな
るといふようなことのないように、厳
に戒めてやらせることにいたしたいと
思つております。

○西宮委員 大臣のお答であります
し、昭和三十六年に現在の特例法がで
きた際にも、その点を当時の大臣は強
調しておつたのであります。ところが
が、たとえば道路公園で出してござい
ます。用地補償のあらましといふのを
見ると、代替地の提供は、通常公園が
適当な代替地を持つてゐる場合でない
とできませんので、この点はあらかじ
め御了承願ひいたします、というよう

が書いてあつて、初めから断つてお
る。こういうやり方では、せつかく法
律にきめられ、大臣が強調しておられ
ることが、実際には行なわれておられ
ないといふことになるのではないかと
いふ点を、私は特に御注意申し上げて
きたいと思ひます。

○河野国務大臣 現にそういうことで
やっております。これは自分の当面し
た実例でございしますが、昨年の夏に、
京葉道路の用地買収の現場にまいり
ました。ところが、話が進展ぬ、なぜ代
替地をさがさぬかと言つて、代替地を
さがさせて、代替地を買わせまして、
そうして話をつけた。自分で直に命令
しまして、直に代替地を買わせまし
て、直にやらせたといふようなことで
やっておりますから、これからは、そ
ういふふうにはやると思ひます。

○西宮委員 行政監察局長が来てお
りますので、一言だけお尋ねしたいので
すが、それは、先ほど大臣は、無理に安
く買おうといふようなつもりはないと
いうお話ですが、ことしの五月に行政
管理庁で出された、国鉄の新幹線に
ついでにの監査結果の報告であります
が、それを見ると、用地費が高かか
り過ぎてゐるといふことを指摘した
とに、交渉過程において所定の時期
までに所定の価格をもつて妥結できな
いと認められる場合は、遅滞なく事後
の取用手続を進め、機を失せず裁決申
請をしる、いわゆるこの法律を適用
しろといふことを言つておるのです
が、ここに書いてあるこういう考へ
方、所定の時期までに所定の価格を
もつて妥結をしないとき、つまり政府
があらかじめいゆる所定の価格をき
めて、それで強引にやるのだ。やれな

いときには取用法にかけるのだ、こ
ういふ考へ方が、政府のほうに一貫して
おるのじやないかといふことを私は非
常に心配するのであります。その意味でそ
の点を特に——まあ大臣のさっきの考へ
方、政府全体の考へ方が、大臣の答弁
のとおりではないといふことを私は非
常に心配するので、その点をお尋ねし
たい。

○河野国務大臣 国鉄の新幹線の用地
取得につきましては、私もその沿線に
おりますので多少——工事を急がれる
関係から、少し高くお買いになるとい
う気持ちもございませう。しかしこ
れは安いこともいけません、高いことも
いけない、およそ政府のほうでは時価
で買うといふことになつております。
時価はどごきめられるかといふことだと
思ふのでございまして、これは周囲の
売買実例、さらに所定されております
機関の認定価格といふようなものを参
考としてきめるといふことにして、指
示してきております。その値段が大
体お買いなさうといふことにしてござ
いますから、しかもそこに書いてあり
ますように、予定の時期がきたら早く取
用法にかけてやれと言つておりますけ
れども、これは先ほどから申しますよ
うに、国鉄でも建設省でも同じこと
でございます。むしろいままででござ
いまして、むしろいままででござ
いまして、取用法にかければ、そ
のためにかえておくれましてしま
う。

○丹羽委員長 吉田君にあらかじめ申し
上げます
が、お約束の時間が十分でございま
すから……

○吉田(賢)委員 よろしくございま
す。大臣、ひとつ簡明でよろしくご
ざいますから、お答え願ひいたします。
二点だけ伺ひたいのですが、一つ
は、住宅問題、道路問題をめぐりまし

が、逆の面から、行管がそういう指摘を
したのだからと思ひますが、実際仕
事をいたしておりますものといつたしま
しては、いままでのところは、取用法
にかければかえつて長引いてしま
う。長引いてしまつたら、少々交渉の期間
が長引いても、交渉のほうは早い。だ
から、そのことでやつて、かえつてお
しかりを受けるということが実際だ
らうと思ひます。実際仕事をしてお
りまして、その点を今回の改正によ
りまして、ある段階まで十分手を
尽くして、そして結論が得られな
ければ、期限を切つたこの取用法によつて結論を得
るといふことで、ある時期までは
たいといふ気持ちでおります。

○西宮委員 これで質問を終るこ
とにいたしますが、そこで言うところの
適切妥当な価格で買えない場合は云
云、あるいは時価で買えない場合は云
云といふならば、話はわかると思
ひます。ところが、所定の価格で買
えない場合にはこの法律を適用し
ることは、あくまでもこの法律をい
わゆるおどかしの手に使つてゐると
し考へられぬので、そういうこと
のないように、くれぐれも要望いた
して、終わりにいたします。

○丹羽委員長 吉田君にあらかじめ申し
上げます
が、お約束の時間が十分でございま
すから……

○吉田(賢)委員 よろしくございま
す。大臣、ひとつ簡明でよろしくご
ざいますから、お答え願ひいたします。
二点だけ伺ひたいのですが、一つ
は、住宅問題、道路問題をめぐりまし

て、やはり土地の価格の問題がぶつかったままになっております。いろいろ考えられておられると思うのですが、これに対する、ただいまの段階における大臣の地価高騰に対する施策として、どんな構想を持っておられるか。相当具体的なものがあるやいなや。あるいはまた、ある種の税制等の法律制度なりをやらうとしておられることがあるかどうか。ともかく、これはあらゆる土地利用の政策に関連したきわめて重要な共通の問題でありますので、ひとつお伺いしておきたい。

○河野国務大臣 特定の目的のために用地を取得するに於いて、特定の法律を研究中であることはあります。それは別に、いまお尋ねのような、一般的に申しますれば、私は需要供給の関係である、一部は仮需要があつて、したがつてこれが地価高騰の原因である、したがつて供給量をふやすことが一番大きな問題である。でございますから、公共投資をすみやかにいたしまして、そして供給の面において、所要される土地をなるべく広範に提供するようになすことが必要であるという考えのもとに、道路その他土地利用を大幅にするための公共投資を急いでいく、こういう所存でございます。

○吉田(賢)委員 それから第二問といたしまして、これは当然土地収用法の特定事業にもなり、あるいは公共用地の特別措置法の特定事業になつておりますが、いわゆる国際新空港の問題、この間、委員会におきまして、社会党の赤松委員からも御質問があつたらしいですが、昨夜の夕刊によりまして、何か、閣内で新国際空港の意見がまっ二つに分かれて、対立的な印象を

国民に与えておる。これは実に遺憾なことでありませぬ。聡明な練達の大蔵大臣から、この辺は適当に御処理になるとは信じますけれども、一体河野さんは、第一は羽田空港を廃止するという御意見を持っておられるかどうか。それからもう一つは、すでに昨年航空審議会におきまして決定を見まして、そして答申も見ております。これを調べてみると、三十名の委員で、ずいぶんと専門家が寄り、慎重に検討した結果らしいのだが、これが答申を出してあります。またあるいは産業計画会議なども勧告したりしておりますが、そういう幾多の民間の案とかあるいは審議会の案とかいろいろあるようですが、しかし、時勢は超音速機の非常に近接した状況にかんがみまして、早急に国際空港を設けなければいけませんというところ、それからまたこれに関連して、建設費といふことになると、これは膨大なものでございまして、やはり千億円をこえることは自明の理でありますから、こういうことにかんがみますると、これはまたいろんな角度から見ると、きわめて重要でありますので、この機会に、大臣のこの国際空港に対する御所信、どこにどうしようとなさるのか、いま述べました数個の点について、いずれもこれをどういうふうに批判しておられるのか、この点、ひとつはつきり聞きたいと思つております。

○河野国務大臣 昨日、実は閣議におきまして、航空行政は運輸行政である、したがつて建設大臣が要らざることを発言することは適當でないというお小言を受けました。しかし、私はそれは思わぬのであります。それは所管は運輸省がもしませんが、国務大臣

として、ないしはまた首都圏整備委員長として、首都を中心として、航空に對して考え、計画を立てることは当然のことである。しかし最終決定は、むしろ運輸省において、それでいいか悪いか、ないしはまた、そういうものをやるかやらぬかということはやります。でございますから、運輸省からも首都圏整備委員会の中には有力な事務当局をまじえて検討しておるのでありますから、決して私は間違つておるとは思つていないのであります。ただ、新聞の記事で誤解を生じますことは、いま吉田さんもお話になりましたとおり、超音速の旅客機は一体いつ飛ぶのだ、どういふ計画があるのだということになりますと、皆さん御承知のとおり、七年先にアメリカでそういう飛行機ができて飛ぶ計画になつておるといふことださうでございませぬ。私は、七年先でも十年先でもよろしい、そういうものを考へてその用意をしていくような、財政が豊かで、そしてそれだけの余裕がある国家になりたうとは考へます。なりたうとは考へますけれども、いま当面いたしておる羽田の飛行場は百万坪前後のものであつて、皆さんもたびたび御経験になりますように、いま飛行場がいっぱいだからおられませんが、しばらくの間は上空でも待つていななければいけません、霧がなんでもございませぬからでございます。というふうな、ああいう込み合った、定時に飛行機が着着できぬというふうな飛行場をそのままにしておくことは適當でなからう、やはり国際水準までの飛行場を持つことが必要であらう。いやしくも世界の

つもの、しかも狭い飛行場で満足しておる都市はございませぬ。どこへ行きましても、大体ABCくらい飛行場は持つておられます。少なくとも二カ所、多いところは三カ所の飛行場を持つておられます。してみれば、現在の東京におきまして、あの飛行場で七年先まであれでいいのかわかるといふことになりまして、私はそれはいかぬだらうという意味において、現在われわれが想定をいたしておきます、世界を飛んでおりますジェット機、こういうものは七年もしくは十年以内になつてしまふわけじゃない。運輸省の話をお聞きすると、アジアでは北京とか上海にそういう飛行場の計画があるさうだ、北京か上海へその基地が行つてしまつたらたいへんだ、日本にもつくつておかなければいかぬじゃないかといふことをおっしゃいますから、それはつくるところはつくつた、またそういう場所があつてやるならそれもつけよう、金があつてやるならそれもつけよう、それを私は反対するのじゃございませぬ。しかしいま言うように、羽田の飛行場で、今後五年なり七年なり十年あれでいけるかといふと、私はいけぬと思つてます。そういう意味において、第二空港の設置が必要だらう、首都圏整備委員長としても当然考へなければならぬという立場に立つて、私はほいして申せば羽田の大型、せめて世界の水準に合いますような、現在飛んでおります飛行機の水準に合いますような三、四百坪の飛行場をつくることは必要だらう。さらに飛行機が込んでくるだらうということになりますと、どうしても第二をさがす必要がある。そういうことになりますと、専門家の意見により

ますと、羽田をあのままにしておいてさがすとすれば、よほど遠隔の地であれば、角度もしくは電波の関係から困難ださうでございませぬ。そういうことになりますと、東京湾の中は、羽田を存置しておいたのでは適當でないといふことでございます。千葉の海岸も適當でないといふことでございます。しかし、もしそうならば、その中型のものができたときに、羽田をつぶしてそちらへ移つてもいいじゃないか、羽田でいいといふことではないのだから、別に飛行場をつくつて、羽田を他の用途に、たとえば首都圏整備の意味から申しますれば、もしくは東京の将来を考へますれば、相当大規模の物資の集積地が必要だ。他の目的、用途に羽田を使つて、そして羽田の飛行場にかかわるべき、もう少し大型の整備された飛行場をつくつてもいいじゃないかというふうな意味において、東京湾内に適當なところがあるかどうかということ、これが調査をいたしておるといふことでございますから、運輸省当局もしくはただいま御指摘になりました審議会において、いまお話しした七年先、十年先の超音速飛行機が飛ぶようになつて、それが飛ぶにはどうしても七百万坪以上なくては行けないという意味のもの、私がいま総理大臣の命令を受けて検討しておるものとはものが違つて、目的が別なんだということに御理解をいたさうということ、昨日の閣議におきましても、意見が対立したわけじゃないので、いま運輸省がやつておるの、調査費も本年度の予算にもあるのだから、それで引き続き調査していったらいいだらう、ただ、建設大臣がいま努力しているのは、そのまま努

ますと、羽田をあのままにしておいてさがすとすれば、よほど遠隔の地であれば、角度もしくは電波の関係から困難ださうでございませぬ。そういうことになりますと、東京湾の中は、羽田を存置しておいたのでは適當でないといふことでございます。千葉の海岸も適當でないといふことでございます。しかし、もしそうならば、その中型のものができたときに、羽田をつぶしてそちらへ移つてもいいじゃないか、羽田でいいといふことではないのだから、別に飛行場をつくつて、羽田を他の用途に、たとえば首都圏整備の意味から申しますれば、もしくは東京の将来を考へますれば、相当大規模の物資の集積地が必要だ。他の目的、用途に羽田を使つて、そして羽田の飛行場にかかわるべき、もう少し大型の整備された飛行場をつくつてもいいじゃないかというふうな意味において、東京湾内に適當なところがあるかどうかということ、これが調査をいたしておるといふことでございますから、運輸省当局もしくはただいま御指摘になりました審議会において、いまお話しした七年先、十年先の超音速飛行機が飛ぶようになつて、それが飛ぶにはどうしても七百万坪以上なくては行けないという意味のもの、私がいま総理大臣の命令を受けて検討しておるものとはものが違つて、目的が別なんだということに御理解をいたさうということ、昨日の閣議におきましても、意見が対立したわけじゃないので、いま運輸省がやつておるの、調査費も本年度の予算にもあるのだから、それで引き続き調査していったらいいだらう、ただ、建設大臣がいま努力しているのは、そのまま努

力を続けていって、すみやかに羽田にかわるものにするか、ないしは、まだどういう結論になるか知らぬが、もう少し大型の、三、四百万坪のものを東京湾もしくはその周辺に、そういう適地があるかどうかということ調査することはいいだろう、検討すればいいだろうという結論になったわけでありませぬ。私はその調査を続けていくという所存でございます。

○吉田委員 その点は、少し私の質問のしかたがどうかだったので、誤解を生んだかも知れませんが、私があるに伺いたいのは、すでに答申案が出ておりますから、答申案に対する大臣の所見はいかがか、こういうふうな聞き方をしております。

それからもう一つは、一休羽田をどうすとかんとか申ししても、すでに聞けば千億円前後投資しておりますし、またローカル専門の空港が必要であることはもちろんであります。また首都の付近に二港くらいなければならぬということは、これは世界の趨勢でありますし、したがって、それを存置するのにかどうかについての大臣の所見を聞いておきたい。これは新聞があれだけに伝えるのですから、私は相当重要な発言があったものと考えられます。それから、お互いの大臣がそれぞれ相当強い御所信を持ってお述べになつておられると思つたので、羽田の存置いかんというその点。

それからもう一つは、関連しますけれども、しきりにこれをめぐりまして巷間いろいろ文書が飛びますが、あるいは木更津で埋め立てをするとか、あるいは浦安で埋め立てをするとか、膨大な経費が要るとか、いろいろそう

いった暗躍があるとかいうことも伝わりますので、こういうふうな中にきわめて不明朗なものでも生じてまいりますと、われわれ国会といたしましてはまことに遺憾でありますので、この辺、大臣の率直なところを聞きたいのです。別に私自身は、地域関係で何の利害も行きがかりも持っておりませぬので、非常に重大な問題であるだけに、その点に対する率直な御意見を伺つておきたいと思つた。

○河野国務大臣 率直にお答えいたしますが、答申案に対する意見はどうか、こういうことでございませぬが、答申案は私は拝見いたしております。これは運輸大臣に答申されて、運輸大臣はさらにこれに対して今年度の調査費をとつて、その調査費によって調査を進める、その答申案について、いいとか悪いとか、閣議の決定を求められたことはございませぬ。したがって、運輸大臣はその答申案に基づいて、さらに今年度一億の調査費を要求して、そうして今年度の予算に一億の調査費がついておられます。その調査費によってさらに調査を進める、ということに相なつておると私は考えております。したがって私は、それに対して、いまここに、拝見もいたしてございませぬし、意見をとかく申し上げることは僭越なことだと心得ます。

第二の点でございます。第一の点は、御承知のように、いまもお答えいたしましたように、羽田をやめるとかやめぬとかいう結論にまだ達しておりませぬ。そして申し上げますれば、羽田をいまのままにしておいたのでは、東京湾もしくは木更津にしても浦安にしても、そういうところに飛行場をつくる

ということとは不適當である、不可能であるということであるならば、いまの羽田があの程度ではどうにもならない、もう少し百万坪を三百万坪、四百万坪程度のものでして、そうしてローカルなものも一緒にして、そこから飛ばすことにしたらどうかということも考えられるのじゃないか。ただ私の申しますのは、そうは言ひましても、東京港——ことに私は浦安の地帯をせひやりたいと思つておるので、一番近うございませぬから。道路費に五、六百億かかったのでは、それだけでもなかなか楽じゃない。その道路が他に援用できるならよろしいが、飛行場に行くために五、六百億の予算をとられるというのは、非常に私どもとしては重大でございます。したがってなるべく飛行場までの道路予算がからぬところにして、これが私が浦安を主張するゆゑでございます。しかし浦安には地元の非常な強い反対がございませぬ。したがって、私は浦安からなるべく海上遠く離れたところにして、離れまして、そんなに五里も十里も行くわけじゃございませぬけれども、浦安の海上の離れたところに、しかも埋め立てにして十メートル前後までのところなら、一千万円もあれば十分埋め立てができて、それでございませぬから、しかもそういった意味で、なお砂礫層のところは相当にあるから、調査をしてみるというふうな民間から御要望もございませぬ。したがってもしそういう適地があるならばそこを考えたらどうか、なければやむを得ませぬ、必要なら考えしてみましようということ、いませつかく地質調査をしておるといふことでございませぬ。東京港内にいろいろ意見も

ありますけれども、いずれにしても、なるべく費用のからぬところで、東京から距離の近いところで、そして地質のいいところというふうなものがあつたら、そこを選ぶのが一番いいじゃないかという意味で、調査をしておるといふことでございませぬ。いま何も浦安だとか木更津だとかどこだとかいうようなところは私は考えていない。いま申し上げたように、基本的になるべく東京に近いところ、地元の人々の反対の少ないところ、そしてなおかつ地盤がいいところ、こういうものがあれば、あるかないか、あればそこにきめたいいいじゃないかという意味で、基礎調査をしておるといふのが現状でございます。

○丹羽委員長 他に質疑の通告もありませんので、本案に対する質疑は結局するに御異議ありませんか。

○丹羽委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○丹羽委員長 これより、本案を討論に付します。

討論の通告がありますのでこれを許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 自由民主党を代表いたします。土地収用法等の一部を改正する法律案に賛成の意見を申し上げます。

土地収用法の問題点は、おおむね私権の立場と公共の立場と申しますか、国民的利益をはかる立場との調整の問題であろうと思つた。現行の土地収用法によつてその問題に当たつてお

段階におきまして、なおかつ公共、言いかえますと、国民的利益をはかる部面において、必ずしも適當でないことがある、こういう意味で、この改正案が出されておられるものと了解するのでありますが、私は、現在までの法律の実施の実績にかんがみまして、この程度の法律の改正は適當である、こういうふうな原則的な考えを持っております。

具体的に一、二申し上げますと、この改正の大きな部面となつております、いわゆる海面あるいは海底を収用対象とする問題であります。これは従来の例によりまして、まだまだそういう必要性を認めていなかった時代でありましたが、日本の産業、経済、文化の非常な発展によりまして、場合によつては海底の使用を必要とする事業が相當に多くなつております。これに対処するために、この点の改正を必要とする、いわゆる漁業権を対象とする収用権の改正が必要である。これは現在の事態においては当然であるという考えを持っております。

その他土地収用法の対象の事業としてあります、それに密接な関連を持つておる事業に対しても収用法の適用をするということ、これは當然なことでありませぬ。

なお、各種の事務手続の簡素化と申しますか、せつかく国民的利益をはかるという目的を持った収用法の手続規定が、あまりに煩瑣で、しかもその目的を達成することがきわめて困難であるという事態に対して、各種の手続簡素化の改正が行なわれた。これもしごくもつともな改正であるということでありませぬ。

それから第四が、これも同じことで

ありますが、従来の取用委員会の構成が形式的に流れており、その活動が必ずしも適当でなかった。いわゆる兼職禁止の規定をここに盛り込んだということも、事務の推進をはかるという意味において、適切な改正である。

なお、この改正の中に、公共用地的取得に關する特別措置法の一部改正が盛り込まれておりますが、御承知のとおり、特別法は特に重要な事業について列挙をいたしておりますが、事態の進展に応じては、必ずしも、これを列挙しておくだけでは、必要があるという場合、実情にかなうということ、限定できない場合がある。したがって、これと同等の事業というものが今後出てくる可能性があるわけであり、そのたびに法律を改正するということもきわめて煩瑣であり、また実情に合わない場合もありますので、この点は、政令の制定には十分考慮をしなければなりません。やはり一部政令にまかせるといふことも、これも政令の実情に合っており、こういうふうにかえるわけでありませぬ。

問題になつております。取用委員会の裁決代行を、場合によつて建設大臣が行なう。これは理論的にいろいろ議論があるわけでありませぬけれども、これもやはり一般法の事務の推進をはかる、取用法の目的に沿つた取用の推進をはかるという面からいって、場合によつては、二カ月以内に取用裁決がないときは、建設大臣が代行裁決、これも、国民的利益をはかる、万が一の場合の法の改正でありますから、適当であるという考えを持っておりませぬ。

簡単であります。以上の次第によ

りまして、私どもは、自由民主党としてこの改正案に賛成をいたす次第であります。

○丹羽委員長 岡本隆一君。

○岡本委員 私、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております土地取用法等の一部改正案に対し、反対の理由を申し述べんとするものであります。

反対の第一の理由は、政府がみずからの政策の貧困を、権力をもつて補わんとする態度についてであります。最近とみに増大せる公共事業は、非常な用地難に苦しんでおります。いま政府は、この用地難を、企業体の取用権を強化することによつて解決せんといたしております。しかし、問題は権力の強化のみによつては断じて解決できるものではないと存じます。用地難の最大の原因は、最近の著しい地価の高騰にありませぬ。政府のいわゆる高度経済成長政策は、企業の激しい設備拡張競争となり、それは人口及び産業の著しい都市集中、ひいては宅地及び工場用地の値上がりと呼びまして、この十年間に、地価は全国平均で六倍、都市においては十数倍に達してあります。このことは、呼び値が呼び値を生みまして、公共事業にもその用地取得に著しく膨大な補償を必要とするに至つていのであります。すなわち、政府の公共投資を置き忘れた経済成長政策が、いまにわか仕立ての急速な公共設備の拡充として、地価を著しくつり上げ、国民を住生活の面で苦しめ、政府みずからも公共用地の取得難に苦しんでいのであります。

いま、政府は、何らの地価対策を保持してありません。思惑買いが地価の

暴騰の最大の原因となり、土地を投機の対象として、至るところ宅地開発が行なわれ、最近の新聞紙などに見る誇大広告をもつて地価をおおらんとする不動産業者の姿には、目に余るものがあります。こうした土地の思惑買いや大企業の工場用地の買い占め、電鉄その他不動産業者の近郊農地の買いあさりなどに対し、政府は全然これを放置し、土地の値上がり防止には全く無策と言ふのほかにありません。こうして出てくる地価の暴騰、またそれに伴う用地取得難を、地価対策の強化によつて解決しようと思ふ、一にこれをごね得として、土地取用権の強化にたよらんとするがごときは、まさに的はずれたものといわなければなりません。土地取用法の強化の前には、まず地価の安定策こそ講ずるべきであります。これ、本改正に反対する第一の理由であります。

第二に本改正案に反対するゆえんのもの、特別措置法において建設大臣に付与されんとする代行裁決権に關してであります。元來土地取用法は、私権と公権との調整をはかるのを目的としたものであります。公共の福祉の名のもとに、建設大臣が特定企業に強化された土地取用権を与え、時として建設大臣みずから起業者として土地を取用するのであります。その起業者たるものしくはそれに近い立場にある建設大臣が、中立的機関として公権と私権との調整をはからんとする取用委員にかわつて、紛糾せる取用問題に關し、委員会が緊急裁決を行ないかねて、委員が緊急裁決を行ないかねて、

ときは、まさに専制的権限であり、土

地取用法本来の精神を抹殺するものであります。委員会の審査の過程において、河野建設大臣も、これは無理を承知で提案しているのだからと云つておられますが、政府の施策の怠慢が積み重なつて、地価の暴騰、さらには公共事業のどろなわ式の拡充強化となり、それがその用地取得難の原因となつているとき、無理を無理やり押し込んで当面をごまかそうとするがごときは、許されるべきことではありません。起業者の立場にある建設大臣に与えられ代行裁決権は、土地取用委員会の中立的、独立性を奪うものであり、土地取用法を殺すものであります。これ、われわれが本改正案に反対する第二の理由であります。

第三にわれわれが本改正案に反対する理由は、本案におきましては、取用権の強化を行なつても、これに伴うべき義務を課することを忘れていといふこととあります。土地取用法は、公共の名のもとに、私権を否定すること特定の企業に許してあります。それゆえに、公共の福祉の名のもとに、土地取用権を背景としてその用地を取得した企業は、その事業本来の目的以外にその土地を取用することは許さるべきではありません。さればこそ、土地取用法は、第百六条において、土地所有者に買い戻し権を付与してあります。しかしながら、土地取用法は、立体的に使用されつつある最近の土地の利用に對しては、何らの規制をいたしておりませぬ。これは土地取用法における一つの盲点であります。たとえ、高速道路、国鉄、私鉄の高架道のごとき空間の管理については、何らの規制がありません。それをいいこと

に、企業によりましては、これを全く営利の目的に利用し、遮蔽によつて通風、採光を阻害するのみか、騒音、悪臭等の公害をまき散らし、時としては、飲み屋街をつくつて風俗上、治安上の悪影響を誘致するなど、目に余るものがあります。公共の福祉の名のもとに、強権を背景として取得された土地が、このような公共の福祉に反するがごとき姿で管理されてはなりません。権利を与えられたものには義務の付随することを忘れてはなりません。私どもは、土地取用法の置き忘れた盲点を是正するために、本改正案に修正案を用意したのであります。政府与党は、もとよりこれに同意なかつたのであります。当然の義務を課することを忘れて、権限の強化のみをはかるがごときは、まさに片手落ちと言ふのほかにありません。過日の委員審査の過程において、運輸大臣は、今後行政指導をもつてかかる悪弊を排除し、公共の福祉に沿うよう、公正な管理を行なわむ旨言明されましたが、本来、これは当然法律をもつて明確に規定すべき性質のものであります。これ、われわれが本案に反対する第三の理由であります。

著しく立ちおくれた公共事業を遂行するため、土地取用法を強化すること、事務手続を簡素化することの必要性をわれわれもまた否定するものではありません。しかしながら、政府は、地価を安定することによつて、公共用地の取得を容易にすることを忘れておられます。また今回の改定は、起業者の立場にある建設大臣に代行裁決権を与えて、土地取用法本来の精神を没却してあります。まさに改悪であります。ま

は、万人大体一致するところでございますので、完全な改正ではありませぬけれども、私は、将来に法律と制度のより完べきを期し、最善の姿にすることを期待いたしまして、本案に賛成するものであります。

○丹羽委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより、土地収用法等の一部を改正する法律案を採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○丹羽委員長 起立多数。よって、土地収用法等の一部を改正する法律案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 ただいま議決いたしました土地収用法等の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、瀬戸山三男君外二名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 三党を代表いたしました土地収用法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議をお願いしたいと思っております。

その決議の案文は、お手元にお配りしてございますので、煩を避けまして、朗読することを省略させていただきます。

〔参照〕

土地収用法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たつて

は、左の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、漁業権等の取用等に当たつては、漁業調整委員会、関係行政機関をはじめ、沿岸漁業者等の意見を十分に尊重し、また、一般被取用者の生活再建についても、職業の斡旋、新たな漁場、換地等の確保について、総合的かつ具体的な方策を講ずること。

二、特定公共事業に係る緊急裁判に当たつては、収用委員会は期間内に、裁決をなすよう鋭意努力し、また建設大臣は、代行裁判に当たつては慎重を期し、乱用することのないよう留意すること。

三、公共事業の施行に当たつては、各種事業計画の有機的総合化をはかり、被取用者の生活基盤の確保について考慮すること。

右決議する。

一、二項、三項とございますが、これは審議の過程においても、またただいま討論の内容においても、いろいろ御議論のあったところでありまして、第一は、漁業権等の取用については、いろいろ論議があったところであります。御承知のとおり、沿岸漁業の最近の推移に応じて、それに対する対策として、政府及び国会が沿岸漁業の振興の方策を鋭意進めておる段階でございます。そういう際に当たつて、沿岸漁業における漁業権あるいは討論の中にあるような入漁権等を公共事業のために取用いたします場合において、そういう権利者の人々の将来の

生計を十分に尊重するということは当然でありまして、それに対する生活再建の道について、種々総合的な方策を講ぜられんことを期待する、こういうことであります。

第二の、特定公共事業における建設大臣のいわゆる代行裁判の規定は、先ほど討論の中にも申し上げましたように、これは異例の措置であります。いわば公共事業を遂行する場合の伝家の宝刀でありますから、もちろんみだりに乱用すべきものではないのであります。これもその趣旨を十分尊重されたということでありまして。

第三は、一般公共事業を行ないませんが、私権と國民的利益との調整の問題であります。公共事業の対象地となつて、土地が取り上げられる、あるいは買収される、そういう場合に、そこを基盤とする生活者の将来の生活について、第一の漁業権の場合と同様に、やはり将来の生活の基盤を確立するための総合的な対策を講ぜられることが適當である、こういうことを十分に御留意されるべきであるということでありまして。

御賛成を願いたいと思ひます。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、本動議は可決され、本案に対して戸瀬山三男君外二名提出の動議のとおり、附帯

決議を付することに決定いたしました。この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。河野建設大臣。

○河野国務大臣 ただいま附帯決議として御決議いただきましたその精神を体しまして、慎重に、万遺漏ないようになつてまいりたいと思ひます。

○丹羽委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○丹羽委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。
〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案の三案を一括議題として、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 ただいま議題になりました近畿圏整備法に関連する二法案について、御質問いたしたいと思います。

すでに御案内のように、政府におかれては、近畿圏整備法に基づいて、この二法案を提出されたわけでありまして、まことに手回しのいい措置じゃないかというふうには私には考えており

ます。ただし、過去におきまして、新産都市法の施行に際しましても同様のことがあったのであります。さて新産都市の場合におきまして、現在在途着しております状況は何かという点、非常に入れものばかりではございませんけれども、内容がこれに伴つていないというようなことでもって、いろいろ問題が出ております。公害の問題にいたしまして、あるいは財政援助の問題にいたしまして、あるいはいな問題が出てきておる。あるいはまた入れものを早目につくつた関係から、地域指定等におきまして、新産都市の場合においては、工業整備特別地域などというえたいの知れないものを、いままた持ち出さなければならぬというふうなこともなつております。こう考へてまいりますと、入れものを先につくるといふことも一つの行き方でありまして、入れものも、しかしそこに入れるものの内容というものを先に決定して、その内容に合ったような入れものをつくっていくという考え方による関連法律を出していただくことが適當ではなからうか、かように私は考へるわけなんです。そういう観点から立ちまして、たいへんこまかいことにならうかと思ひますが、質問いたしたいと思ひます。

最初は、事務的なことでございますので、事務当局からお答え願ひます。区域の指定についてお伺ひいたします。近畿圏というものは、これは決定したのですか、どうなんでしょうか。
○八巻政府委員 近畿圏の範囲につきましても、近畿圏整備法で、その第二条の規定におきまして、きまつておるわけでございます。

○阪上委員 私はそんなことは聞いてない。近畿圏法の第二条によつてきまっているが、政令で除く範囲というものがあるではないか。それは一体どういうふうになっているかということをお聞いている。

○八巻政府委員 法律第二条では「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域（政令で定める区域を除く。）となつております。この「政令で定める区域を除く。」となつておりますが、ただいまのところは、この範囲から除くということをお政令で定めておるものではないかと。

○阪上委員 これは「政令で定める区域を除く」とありますが、これは必要なんじゃないでしょうか。たとえば新産都の関係あるいは低開発との関係、北ブロック開発との関係等、そういうものを考えてくるときに、特に三重県であるとか福井県というようにどこにおいて、政令で当然除かなければならぬような場面があるのじゃないかと思つたのですが、そういう必要性はない、したがつてそういうものは必要ないのだ、こういうふうな考えられておるのですか。

○八巻政府委員 ただいまの段階におきましては、計画策定の段階でございまして、全県を一区としてのいろいろな統計調査等もございまして、したがつて、ただいま計画策定の段階におきましては、特に政令でもってある特定の地域を除くという作業はいたしておりません。将来の問題といたしまして、たとえば、御指摘のように、福井県というふうなものにつきましては、北陸開発計画というものとダブる面が

出てくる、こういうふうな折衝面におきまして、そういうふうな必要な事態が起こるといふことも予想されるわけでございますが、ただいまのところは、政令で除外しておるといふ段階ではございません。

○阪上委員 ただいま計画と言われるのは、おそらく整備計画あるいは基本整備計画だと思つたのですが、それを目下作業中であるから、したがつて、それがきまつたあとでなければ、近畿圏というものは確立しないのだ、こういう意味ですか。

○八巻政府委員 近畿圏の定義は、すでに二府六県というふうな範囲がきまつておるわけでございます。そのうちの一部を政令で除けるようになっておるわけでございます。あくまでも近畿圏というの、広い意味ではこの二府六県、こういうふうな考えられておる。

○阪上委員 そうすると、法律でもって「政令で定める区域を除く」ということは、予想されたものではない、こういうことになるわけですね。

○八巻政府委員 政令でもって一部を除くということもあり得るといふことを、これに保留してあるわけでありませう。

○阪上委員 次に、同じく区域の指定についてありますが、法の二条三項の既成都市区域、これは大阪市、神戸市、京都市及び連続する区域のうち政令で定めるもの、こういうことになつておるのでありますが、この既成都市区域というものは、いまきまつておりませうか。

○八巻政府委員 既成都市区域の区域の取り方につきましては、政令で定め

られるようになっておりますが、その実態といたしましては、既成都市区域をきめることは、すなわち近郊整備区域との折衝点をきめるということになりまして、全体の区域の策定といつたしまして、ただいま、整備審議会の下部機構でございまして、専門委員会の計画部会において、検討いたしておる。

○阪上委員 近郊整備区域をきめるためにそういうのが必要だ、こういう解釈なんですか。そうじゃなくて、既成都市区域というものは、やはり政令できめなければいけないのじゃないですか。

○八巻政府委員 既成都市区域とは、ここに書いてございすように、大阪市、神戸市、京都市並びにこれらと連続する都市の区域の中で、産業、人口の過度の集中を防止しなければならぬ、こういうような密集の市街地というものを政令できめよう、こういうわけでございます。どういふ区域をきめるかというところは具体的な問題でございまして、これらにつきましては、ほかの地域指定との関連もございすので、計画部会において、現段階において検討しておるわけでございます。

○阪上委員 そうあなた、逃げちゃいかぬよ。作業をおくらししておいて、いまだに近畿圏といふものはどういふものであるかといふことの区域の指定も決定しないし、また、ましてこの法律関連二法案の基本的な要件になるところの既成都市区域といふものもいまだにおおざりにしておる、それはおかしいじゃないですか。

そこで、私ややはり問題にしているのは、すでに大阪市、神戸市、京都市、

こんなことはわかり切つておるのであつて、問題になるのは、それに隣接するところの地域を既成都市の区域に指定するかしないかの問題なんです。これをなせ早くやらないのですか、何をしておるのですか。

○河野國務大臣 たいへん事務がおくれておることについてお小言でございすますが、法案がございまして、近畿圏整備審議会が発足いたしました。そして本格的に予算がついたのがとしかからであります。そして人員の整備、大阪の出張所の機構の改革のできたものとしてございす。これは御承知のとおりでございす。したがつて、大阪事務所人間をそろえることにして、仕事を始めたのは五月になつてからでございす。それまでは、去年の段階におきましては、本部に暫定の人をそろえている程度で、お小言をちょうだいする段階までまだ至つていない。これが実相と、私は責任者として思います。この法律を、ようやく機構を整えましたのは、ことしの国会で御承認を得て、機構を整えたという程度でございす。先般御承認をいただいたという程度で、予算も、ことしから人員の予算をいただいた。大阪の事務所を五月からやるといふ程度でございす。そういうわけでございまして、審議会も再三開きまして、地元の方の御意見を承つておる程度でございす。でございすけれども、地元の方々の御意見を早く整えて、そして手回しよくしておけといふこととございすから、その地元の審議会の決定に基づいて、この法案を提出した。こういうこととございすから、その点御了承

をいただきたいと思つておる。○阪上委員 おそらくやはりそういう實際的な隘路があつたのだと思つた。しかしながら、こういった近郊整備区域にいたしまして、それから既成都市区域にいたしまして、これがいまだに決定されてない。しかもこれにはやはり相当手続が必要だと私は思つた。法が明示してありますように、まず関係地方公共団体の意見をやはり聞かなければいけませんし、それから審議会の意見も聞かなければならぬ。ここに地方自治を尊重するところの一つの方法が規定されておるわけなんです。こういったものをつくつてやらずに、いきなりこういった関連法案が出てくるということについては、これはいろいろと考え方があつたと思つたけれども、少し実態に沿つたような物入れになつてしまつたのではないかと気が持たがいたします。私はこういう問題が非常に重要視しているわけなんです。さらさら、都市開発区域の問題にいたしまして、新産都の場合もすいぶん苦労なつたことは私も知つております。知つておりますけれども、それだけに、こういった問題については、関連法案もさることながら、手回しよくやはり早く決定して告示をして、効力を発生させたいという方向に持つていかなければいけません。しかも、工業都市あるいは住居都市その他の都市といふような概念等につきましても、あまり明白になつていない。そのままでこういった関連法案が出てくる。その法案を審議しろとおつしやる。非常に無理があるのじや

をいたしたいと思つた。○阪上委員 おそらくやはりそういう實際的な隘路があつたのだと思つた。しかしながら、こういった近郊整備区域にいたしまして、それから既成都市区域にいたしまして、これがいまだに決定されてない。しかもこれにはやはり相当手続が必要だと私は思つた。法が明示してありますように、まず関係地方公共団体の意見をやはり聞かなければいけませんし、それから審議会の意見も聞かなければならぬ。ここに地方自治を尊重するところの一つの方法が規定されておるわけなんです。こういったものをつくつてやらずに、いきなりこういった関連法案が出てくるということについては、これはいろいろと考え方があつたと思つたけれども、少し実態に沿つたような物入れになつてしまつたのではないかと気が持たがいたします。私はこういう問題が非常に重要視しているわけなんです。さらさら、都市開発区域の問題にいたしまして、新産都の場合もすいぶん苦労なつたことは私も知つております。知つておりますけれども、それだけに、こういった問題については、関連法案もさることながら、手回しよくやはり早く決定して告示をして、効力を発生させたいという方向に持つていかなければいけません。しかも、工業都市あるいは住居都市その他の都市といふような概念等につきましても、あまり明白になつていない。そのままでこういった関連法案が出てくる。その法案を審議しろとおつしやる。非常に無理があるのじや

に、それぞれの県が、それぞれの県において、振興計画、整備計画をつくっていらつしやる、それぞれの町はそれぞれの町でつくっていらつしやる、こういうものはそれぞればらばらで進んでいくものではないか、近畿圏を区域行政の面において大きく指導しなさいかぬということ、こういうものをおつくりいただいたと思つて、私はこの指導をいたしておりません。したがって目的は、各県がそれぞれ持つておきます整備計画、それらの御提出を願ひ、これらの間の調整をしてまいることが先決問題だ。われわれとしては、われわれ自身がこういう青写真を持つて、ここに近畿圏の整備をしていこうということ、政府の発意で、政府の要請によつて私はお願ひしたのじゃないのでございまして、それは地元の方がその間の事情をよく御承知だろつと思ひます。また無理無体に私のほうで青写真を持つて臨んだわけではない。でございまして、いませつかく各県からそれぞれのものを提出していただいで、そしてそれをいかに調整していくかという方向をいまやつておるといふことが第一。第二は、私この委員に責任を持ちまして、まず大阪の過熱都市その他のものをいかに疎開するか、そうしていかにそこに整備したものをつくるか、また同時に、各地の未開発の地域をいかに開発してまいるか、この過熱地帯と未開発地帯の調整をどうはかつていくか、ということについて考える必要があるだろつというふうな考えを、閣議の了解を得まして、基本として五項目ほど決定したものがございまして、これだ

けは早急にひとつかかろつというてきめたものがございまして。これについては、それぞれ御調査を願つておるといふこととございまして。

また、この機会に申し上げておきますが、整備審議会の委員は、法律で定められた委員に、それぞれ仕事をなさる方が委員になつていらつしやしませんので、各県の議長であるとか、各町村の議長であるとか、市長さんの代表であるとかいふような方が大部分でございまして、それらの人は、こちらから出した案をいかに悪いか、きめていただく方だといふ人がなつていらつしやいます。そこでその下に専門委員を置いて、その専門委員会でそれぞれの案を審議していただく、立案していただくということにいたしております。したがつて専門委員の活動をもつて活発にしていただくということにしておりますが、何ぶんこれらの諸君も専門職ではございせん。したがつて活発にやれとおつしやつても、これは常勤の人でもございませぬし、その間にどうも首都圏整備委員会と言ひ、近畿圏整備委員会と言ひ、こういうものができて、私はいずれも、首都圏の場合でも、御承知のとおり、何かとりとめがないような、あるやうなやつになつておられます。魂が入つておるやうな、入つていないやうなやつになつておられますが、事務もその間にしかるべく進めておるといふこととございまして、私は首都圏の経験から見て、こういうやうなことに持つていきたくない、近畿圏のほうは何か一つ一貫したものをこれに持つ

ていつて、そして何かまとまつたものにこれをおさめたいという情熱は私はずつと持っております。したがつて、大阪の貨物駅を適當のところに移したらどうだ。それがいいか悪いか、移すとすればどこへ移すかといふやうなものにつまみしても、閣議の了解を得て、私はこれに調査を命じておきます。というやうな方向でいこうとおるのでございまして、可能な範囲において、できることは急いで――事務として、われわれのほうとしてやるだけのこと、急いでやつておかなければいかぬ。あとは地元の方々の御要請、御熱意、御協力というものを待たなければ、なかなか自治体の大きな眼目に触れることとございまして、これは私どももいたしましてみだりに推進できません。でございまして、案ができれば、一応審議会にかけて、審議会の御了解を得て、御賛成を得ればやるということとございまして、審議会の開かぬのではないのでございまして。審議会にかけるといふのが実情でございまして。したがつて、先ほど申し上げましたやうに、一応事務局を整備して、そして専門委員会の開催に支障のないやうに、事務が進行できるということに人員の整備を――ようやくそれがいま終わるか終わらぬか、これからやるといふやうなことで、法律の関係、予算の関係から、その実態はさうでございまして、ございまして、さういふこととやつておるといふことに御了承いただきたい。

な、法律が早いじゃないかとおつしやれば、先ほど申し上げたとおりのこととございまして、早いと地元の方

がごらんになつたら、早いとして、継続審議で、私は決してそれじゃいかぬと思ひませぬ。しかし少なくとも地元の実態は、早くやらなければ困るといふ地区もある、まだそこまでいってないところもある、というのが実態だと思ひます。したがつて、私は整備しておいて、発動するならば、審議会の委員の決定を見て、発動していいんじゃないか、こういうのが私の心境でございまして。

○阪上委員 私、いま大臣の説明を受けて、非常に敬服しております。私はそれで非常にいいと思ひます。この近畿圏整備法をつくる時にも、それらの点が問題になりまして、頭ごなしに青写真を押しつけて、整備本部からこれどうだといふやうな行き方よりは、むしろ名を捨てても実を取つていただくことのほうがいいじゃないか。その意味において、在来とも各関係府県等におきまして、それぞれの計画を、いまおつしやつたように持つておきます。それを吸い上げてきて、しるから基本方針等を立てていく、それからそれを審議会に諮問していくとか、あるいはそれに基づいて基本計画の意見を徹していくという行き方は、私は方向としては非常にいいと思ひます。ただ、それがいまだできていない、こういうことだと思ひます。

そこで大臣、先の見通しが早いものだから、触れられましたが、私はただここでどういつた関連法案が、どういつた状態の中に出てくる場合に、非常におおそれることが一つございまして。それは何かという、近畿圏整備法の目的でありますところの総合的な整備開発、この総合性を乱すのじやないかという考えであります。人口の規模及び配分であるとかあるいは産業の配置であるとか土地、水その他の資源の保全、開発、土地整備及び開発、交通体系の確立、こういったものが総合的に基本的に出てまいりませぬと、何か総合性を欠いてしまふのじやなからうか。したがつて、これらの二法案の内容を見ましても、何かそこに総合性を欠いたやうな形の入れものになつていく感じが強うございまして。しかしながら、この近畿圏整備法をやる場合にわれわれが強く要望しておりました点は、近畿は一体であるといふ考え方、これをあくまでも堅持していただく。したがつてむしろ個々の県内における、そのいままでやつておつたところの県計画といふものではなくして、それを乗り越えていった広域性のある部分で問題を解決し、それを一体性を持つていくのだ、そういうきわめて高度な広域行政としての立場を堅持していかねばならぬ、さういつたものが、この二つの関連法律案を見ておりますと、ちつともその関連性が出てきてない、さういつたことにつまみまして、この問題をずつと検討していきまして、少し先走り過ぎたのじやないかという感じが実はするわけなんです。

繰り返して申し上げますけれども、さういつた点、これはあるいはまた各県のさういつた調整をやらなければ、水源の問題にしましても、琵琶湖水系の開発にしましても、それ自体が問題なんでしょう、さういつた点の配慮というものが、あるいはさういつたものの写真ができてきていないという段

階でこれやっていくということ、総合性を非常に乱すのではないか、こういう考え方を待つわけなんです。くどいようですが、この点どうでしょうか。

○河野国務大臣 御承知のように、現に大阪並びに近畿所在の都市が非常に過熱しておる、これを整備しようという事は、どなたも御異論がないと思えます。そういったしますと、都市計画であらかじめ、こういう全部やらぬまでも、一応網をかけて、こういうふうな、将来はこういう計画を立てる、したがってここには高層建築もしくは永久建築は困りますよというものを線を引くということ、これは御承知のとおりであります。それと同時に、これらの地区においては、これ以上学校をつくったり、これ以上工場をつくったりしたのでは、もう人口はますます過熱になる。したがって工場をつくったり学校をつくったりすることはもうお控えをいただきたいというのがこの法律の本旨でございます。それをこの市に適用するかということ、これは、これから地元で御了解を得たならば、その法律は用意してありますから、ひとつあなたの町にやりますかというふうな適用できるようにしていこう、こういうことであります。その行く先がなければだめじゃないかということに、むろんあります。しかしその行き先がなければ困る範囲においては、適用もまたいたしませんということでございます。まして、工場団地をどこに設定しているか、工場団地を希望される地区がある、あるいは奈良方面にある、どこにある、それぞれの県に計画があるということでありまして、そういうもの

と見合っているのだらうということになりますれば、暫定的にそれぞれの県にこの都市にこの法律を適用するということもいじやないか。なるべく早く適用したほうが、あとになってから、立ちのいてくれ、どっちに行つてくれということよりも迷惑をかけないことになるといじやないかということがねらいでございます。もしそういうものを要望されたときに、法律がまだできておりません、準備ができておりませんでは、私の責任上適当ではないという考えから、法律は、当然首都圏においても必要な法律として、最もこれは先行した必要な法律として、首都圏の例にならって活用しております。こういう意味において、この法律の御審議を願つておこう、こういうことでございまして、別にこれをやつたから、すぐに全部のものに発動してどうこうするということな考えは毛頭持つておりません。近畿圏整備の行き方としては、先ほど申し上げたとおりの方向、順序で行くわけでございますから、その過程において、それぞれが持つていらっしゃる案が、総合的にも適当であるというようにございませう、審議会の決定によって適当であるというようにございませう。その所在の地区にはひとつ早くこういう法律を適用して、そしてこれ以上もう過熱の要件を除去して、いこうということのために法案を整える、こういうことでございませう。

○阪上委員 自分たちで十分審議をしておきながら、こういうことを申すのはどうかと思いますが、新産都市の場合に、あれだけの審議をいたしまして、法律ができました、いまになって、たとえば財政援助等の面につきま

して、これが全然裏づけが出てこないというふうなことで、先に法律をつくつてしまつと、とかくそれであとは一安心、これは地方自治体のことです。政府が安心するなんとも思いますが、少しことばが過ぎるかとも思いますが、しかしもうできたんだから、この範囲内でおさめてしまえというふうなことで、昭和四十年における予算措置なども、ついついなおざりになっていくおそれがあるのではないかと。これは新産都市の場合が、私は好適な事実だと思つております。そこでこの事業実施につきましては、この基本法である近畿圏整備法の十六條、十七條、十八條、十九條、二十條、二十一條、二十二條というふうなところで、いろいろ規定されておるのであります。この十六條で「当該事業に関する法律」ということをいっておりますけれども、地方自治法の過渡の改正によつて出てまいりました事業団というふうなもの、これに該当するものですか。事務的な問題ですが……

○八善政府委員 十六條の「地方公共団体」ということの中には、事業団は含まれております。
○阪上委員 それから十七條の「できる限り協力」、これはいつも財政措置につきましてはばく然としたことばで言われておるのであります。これは一体どんな構想をお持ちでございますか。
○八善政府委員 十七條の「関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本整備計画及び事業計画の実施に關し、できる限り協力しなければならぬ」という規定でございますが、これは、こういうふうな協力

義務をうたつた規定は新産都市法等にありませんので、本法の運用につきましては、近畿圏整備計画なりあるいは事業計画なりというものを打ち立てます段階におきまして、関係行政機関の長が十分参与して、そうしてその意向が反映されておるわけでありませうから、その実施段階におきましても、そのときの線に沿つて、できるだけ実現してらうというふうにお願ひいたしておるわけでありませう、またそういうことが行なわれないならば、近畿圏整備局長のほうから勧告をするということもやるわけでございます。

○阪上委員 財政問題が一番キーポイントだと思つたので同うのすけれども、その程度のことでは全く意味がない。こんな関連二法案を出してきただつて、そのことが明確になつていなければ何の意味もないのです。ひとつこれをやつていこうという考え方に立つならば、少しずるい考え方に立つて、関連二法案でもって何かきめつけようというくらいのところまでいってやらねと、どうも基本法でうたわれておる道徳規定みたいな程度のものでそのままで放任しておくということはどうかと私は思つておる。もう少し何か、具体的にこういうふうなものを持つておるのだということまで何えれば、非常に私は幸福だつたと思うのです。
それから同時に、全体計画としての所要財源を、財政投融資の形等も含めて、公共投資はどのくらい持つてくるのだ、それからいま一つは設備投資はどのくらいなつていくのだ、そして公共投資の場合における国の直轄事業はどの程度に持つていくのだ、

県、市町村の負担分はその場合どうなつてくる、ことに最近非常に赤字を出してあります。しかも近畿圏整備の計画立案の場合に重要な要件となつてくる道路交通の問題、そういう部分面を出してあります。こうした段階における地方公営企業の負担分は一体どうなの、それをなおざりにしておきませう、また新産都のようなことになる。あの場合、押し問答になつてしまつて、まだそういう計画はできておりませんといつて、数字が明白にならないままですつときたものだから、新産都はいまのような状態に入つております。それと同じ轍を踏むのじやないかと私は思つたので、そういうた所要財源の見積りも、公共投資の問題について、ここで数字をあげて、このくらのものを考えておるのだということ、を言ひ切れないはずがないと私は思つたのですが、ひとつ大臣から伺いたいと思つた。

○河野国務大臣 先ほど申し上げましたように、元來、各県が非常な意欲を持つて、それぞれの計画をお立てになつておやりになるうとしていらつた。それを総合的にまとめていくというのが今日あらわれたものであります。したがつて、各県のほうで金がな、各県で金がな、これは私よりも、各県のほうで御承知だろつと思つたのです。私は、先ほど申し上げましたように、各県で御要望になり、御計画になつておきますものをまとめて、その案ができたならば、そのときに一体どのくらいかかるかというものはきまつてくる。

それは一体国家財政の面から考えて適当であるかどうかという調整はいたしません。したがって、そのときにならなければ、幾ら金がかかるか、どうなるかというようなことは、まだ大蔵当局に交渉する段階に至っていないということだと思っております。ただし、これがあるかないかにかかわらず、近畿圏以外に対する公共投資の予算は、それぞれの面において、政府はしかるべく考えておる。道路は道路、河川は河川、その他住宅の問題にしても、都市計画の問題にしても、それは公共投資の中に相当のものがあるわけでございます。これを総合的にどう使っていくかということで、じゃ金はないのかといえ、いま申し上げるうちに、すでに既定の予算として、相当のものは政府にはその用意はある。しかし、それが適当であるかどうか、それだけで足りるか足りないか、どの程度のものになるか、年次はどうなるかというようなことは、具体的な案を見なければ申し上げることはできないと思っております。

御参考までに申し上げますれば、首都圏の場合には七年かかってその基本法案ができたわけでございますから、私は、近畿圏の場合には、少なくともその半分の三年くらいにはつくらなければならぬまい、こう考えております。これが実情でございますから、申し上げたのであります。しかも、先ほどから予算について、新産都市のお話を申し上げるわけでも、決して自分で手柄話を申し上げるわけでもございせんが、少なくとも、近畿圏整備の事務局の場合におきましても、首都圏をこえるわけにはまいりません。けれど

も、首都圏に比べて納得していただく程度に、事務費にしても、大蔵省から、これにつけることにしてつけてもらっております。したがって、首都圏にあんなに金をやっておるが、近畿圏のほうはどうだということはお言はずでございませぬ。どうかそれで御了承いただきたいと思います。

○阪上委員 新産都市の場合、御承知のように、地方の言い分を聞いてやるとすれば、二兆八千五百億円くらいのは考えなければならぬ。その場合に、国の直轄事業が二三割程度にとどまっておるというのが現況じゃないかと思っております。したがって、首都圏並みということばをいま大臣から言われて、並み、あるいはそれを下回らぬということ、ある程度の希望は持っているのでありますけれども、新産都市との関係において、財政的な位置づけはどうなんでしょうか、そういった点についてどこまで考えておられますか。

○河野國務大臣 私、近畿圏の場合と新産都市の場合とは全然ケースが違う、これを参考に御議論いただくことは、かえって迷惑だと考えます。むしろ私は、先行しております首都圏のあとを追っているのであります。私は、新産都市と同日に議論をする、もしくはものを考えるという考えはいたしたくございせん。

○阪上委員 多少意見をまじえますが、この審議会が、いずれ時期を見て管申しなければならぬ近畿圏整備計画、それを審議する段階において、おそれる相当な、あれもこれもという希望が出てくると思っております。この場合に、大体の財政規模というものがめど

がありませんと、私は事業計画を審議しようにも審議しようがないんじゃないかという考え方を持つものであります。この二法案と関連しても、やはり同様のことが言えるんじゃないか、こういうことで、地方から言うてきた事業を全部取り上げてここで検討していくんだという、筋道はそうであるかもしれないけれども、なかなかそう簡単には私はまいらないんじゃないかと思っております。いずれにしても、財源の裏づけというものが明確に総額において出てまいりませんと、やはり審議はできないんじゃないかという感じがするのですが、くだいようでありますけれども。

○河野國務大臣 誤解があるといけませんから、重ねて申し上げておきますが、たとえばここで整備されます近畿圏の道路計画、その予算はどうかといえ、すでに近畿圏を通じて道路五カ年計画というものを持っております。その五カ年計画と近畿圏整備の立場から考えた計画とが合致するかどうかということが考えられます。金はあります。五カ年計画の金はありますから、この金を持っていきます。道路予算において、五カ年計画に全部平均してみただ道路計画の中の道路予算はありますから、この道路予算で、いま近畿圏を整備する場合に、これで足りるか足りないかという問題が起こる、それ以上の必要が起つてきて、他の方面をはずしてもそれに入れるか、入れる必要はあるか、この五年の間に起つてくるもの、この五年の次の五年で間に合うか間に合わぬかという問題が研究、検討されるのであって、金があるとか

ないとかいう問題じゃありません。河川についても同様に言われます。港湾についても同様に言われます。主たる財源は、政府はそれぞれ所要のものを持っております。持っておる中からどう引き出していくか、どう繰り回していくかということでございますから、引き当て財源が全然ないのに、から相談してもだめじゃないかというふうなことが、もし誤解の結果生まれると、われわれとしても非常な迷惑であります。地方の方にも非常に失望を与えますから、その点は誤解のないように、国家予算として一定のワケがある、そのワケの中で公共投資には幾らのワケがある、その公共投資の中で、それだけのものがきまっておる、それとどういふふうにごの整備計画との調整をとっていくかというところに問題があるのだらう、こう考えるのであります。財源引き当てが全然ないということは誤解でありまして、私は、そうじゃないということに御了承いただきたいと思っております。

○阪上委員 したがって、住宅計画等については、国の住宅計画にのっとってそれとどうマッチしていくか、道路は道路、それから環境衛生関係はどうだ、下水はどうだ、こういうふうを持っていられるかと思うのであります。ただ私は、そこでこの法律をつくる場合に、それらの、国がすでに出しておるいろいろな五カ年計画とか、いろいろな長期計画、そういうものの関連と、いうことについては、これはもう全く別の法律でまかしてあるものであって、この関連二法案、ことに開発関係の法律案については、もうそういうことは考慮する必要はないのだ、こういうふう

うにしてここにづくられてきておるような感じがするのであります。それはやはりまだ総合的な開発計画にはならぬのじゃないか。こういう都市開発区域の場合におきまして、あるいは近郊整備区域の場合におきまして、この点はどうなんですか。

○八巻政府委員 この開発法は、結局開発計画、つまり近畿圏整備計画のさらに細部計画を律して、近畿圏整備計画を施行していくというための道具をそろえた、こういうことでございまして、これらの道具をそろえまして、計画が実現に移されるという段階におきまします。先ほど来大臣からお話のございましたように、それぞれの予算、長期計画に基づき予算の範囲内で、それぞれ適当につき込まれて、一つの地域における開発計画になってくる、その実現になってくる、こういうふうな理解しております。

○阪上委員 まだ基本計画等も策定されておられませんから、先ほど言いましたように、やはり考え方を伺っておかぬといかぬと思うのであります。これをやり始めると、相当な時間を食うわけなんでしょう。先ほど言いましたような総合計画的な方向にこれを持っていくということの必要性は皆さんも御同感だと思っておりますが、そうなつてきますと、ここでこの法律に出ているような程度のことではいけないと思うのです。言いたいことはたくさんあるのです。それで、それをやっておりますと時間がかかりますので、次会に議ることにして、きょうはこの程度にとどめておきたいと思っております。

○加藤(高)委員長代理 次会は、明後二十九日金曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十二分散会